平成２２年（フ）第１２４号
熊本市城南町下宮地304番地５
債務者　宮﨑　桂子
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　徳和
４　破産債権の届出期間　平成22年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月３日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３２０号
静岡県浜松市西区大平台３丁目15番27号　プラザヴィラＡ―203
債務者　古俣　伸茂
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片桐　一成
４　破産債権の届出期間　平成22年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月７日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
和歌山県新宮市緑ケ丘１－１―40貴志ビル３階新宮ひまわり基金法律事務所内、現居所和歌山県東牟婁郡串本町串本814番地
債務者　枠谷　浩利
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　楠見　宗弘
４　破産債権の届出期間　平成22年７月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月６日午後１時10分
６　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第１５６６号
神奈川県大和市上草柳６丁目16番９号
債務者　礒野　智明
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　雅紀
４　破産債権の届出期間　平成22年７月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月９日午前10時50分
６　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５３号
熊本県八代市植柳上町333番地
債務者　西　憲一郎
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下山　和也
４　破産債権の届出期間　平成22年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月９日午後４時
６　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５４７号
横浜市金沢区平潟町11番１―201号
債務者　田中照子こと　金　　照子
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　達生
４　破産債権の届出期間　平成22年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月13日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３１号
岐阜県本巣市海老188番地１
債務者　井川　賢二
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横山　文夫
４　破産債権の届出期間　平成22年７月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月28日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３０９号
新潟市北区新崎２丁目３番５号、前住所新潟県上越市春日山町１丁目８番12号　コーポイトウＡ号
債務者　佐藤　　巖
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金口　忠司
４　破産債権の届出期間　平成22年７月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月１日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７１号
神戸市東灘区魚崎中町４丁目４番27号
債務者　仲谷　正一
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村倫太郎
４　破産債権の届出期間　平成22年７月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前10時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７７号
兵庫県姫路市田寺東４丁目19―17、住民票上の住所兵庫県姫路市北新在家２丁目６番18号
債務者　山村　　浩
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　和也
４　破産債権の届出期間　平成22年７月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月28日午前10時５分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７７３号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目４番14号
債務者　藪野　恵司
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　周子
４　破産債権の届出期間　平成22年７月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７８号
広島市西区高須台４丁目１番13号
債務者　瀬戸　洋昭
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大橋　弘美
４　破産債権の届出期間　平成22年７月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午後４時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９１号
兵庫県姫路市網干区興浜588番地２
債務者　田村　孝文
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
４　破産債権の届出期間　平成22年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部